USPTO、PTABの口頭審理への対面参加を推奨

2025年3月10日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

USPTOは、特許審判部（PTAB）における口頭審理について、3月14日以降、担当審判官が審判廷から参加する旨を通知した[1]。これに伴い、事件の当事者に対しても審判廷での対面参加が推奨されるが、オンライン口頭審理が既に予定されている場合にはオンライン参加も可能である旨を通知した。

連邦政府職員にオフィスでの勤務を求めるTrump大統領からの通達に対して、商務省はUSPTOを在宅勤務禁止対象から除外したが[2]、複数の情報リソースによれば、USPTOの幹部やPTABの審判官などに対してはオフィスでの勤務が求められている。

PTABへの手続を行う実務家などから構成されるPTAB Bar Associationは、連邦政府職員の新規雇用停止や対面式業務への回帰といった政府方針が与えるPTAB業務への影響に関して、商務長官や連邦議会の関係者に向けた書簡により懸念を示している[3]。この書簡において、PTABが米国のイノベーションにとって重要であること、USPTOの財源が手数料収入であること（連邦政府の支出削減という観点において、税収を財源とする他機関とは異なる性格を有すること）、長年の経験からPTABは在宅勤務をしても効率的に業務を遂行できることなどが説明されている。

一方、USPTOは、特許審査の業務状況などに関する統計情報を提供するウェブサイト（Patents Dashboard）[4]について、デザインの変更とともにコンテンツの追加を行った。これによると、USPTOにおける未審査の特許出願件数は80万件を超えており、年々増加する傾向にある。
また、このウェブサイト上の「Patent Data Overview」[5]には、USPTOの審査官数の変遷も紹介されており、2024年度には923名の審査官が採用され、562名が離職している。また、この資料によれば、直近の3年程度では新規採用された審査官の4割程度が1年以内に離職している。

新政権の方針に基づくUSPTO職員の新規採用の停止、在宅勤務の禁止などにより、USPTOの業務遂行能力が低下し、審査・審判が遅延することへの懸念が、知的財産関係者の間に広がっている。

（以上）

---

[1] https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/update-patent-trial-and-appeal-board-hearings
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250128.pdf
[3] https://ptabbar.org/news_manager.php?page=39649
[4] https://www.uspto.gov/dashboard/patents/
[5] https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/quick-patent-data.pdf